

第6章 付加刑

第127条 ① 故意犯罪で科せられる刑罰全てには、それに起因する物品、および、(犯罪の)準備または実行に用いられた財物、手段または道具、更に、どのような形に変化していようと、犯罪に由来する収益の喪失を伴う。

② ある過失犯罪について1年超の自由剥奪刑を科すことを法律が規定している場合では、裁判官または裁判所は、それに起因する物品、および、(犯罪の)準備または実行に用いられた財物、手段または道具、更に、どのような形に変化していようと、犯罪に由来する収益の喪失を取り決めることができる。

③ 事情によって本条前各項に規定される財物の没収が不可能な場合は、当該財物の価値に対応する量で他の財物の没収が取り決められる。特定の財物、財産または収益の没収が取り決められるとき、同様な手続きが取られるが、その価値はその取得時の価値未満となる。

第127条の2 (2019年改訂) ① 裁判官または裁判所は、根拠のある客観的証拠により財物または物品がある犯罪活動に由来すると裁定するとき、また、その合法的出所が証明されないとき、以下の犯罪のいずれかで有罪判決を受けた者に帰属する財物、物品および収益の没収を命じる：

- a) 人身売買の罪。
- a)の2 臓器売買の罪。
- b) 売春、年少者の性的搾取・墮落に係わる罪、および、16才未満の未成年者に対する性的濫用・侵害の罪
- c) 第197条第2項および3項並びに第264条の情報処理関連の罪。
- d) 継続犯と再犯の場合で財産および社会的秩序に対する罪。
- e) 課罰的破産に関連する罪。
- f) 知的財産権または工業所有権に対する罪。
- g) 取引における腐敗の罪。
- h) 第298条第2項の犯人蔵匿の罪。
- i) 資金洗浄の罪。
- j) 公的財政と社会保障に反する罪。
- k) 第311条から313条の労働者の権利に反する罪。
- l) 外国市民の権利に反する罪。
- m) 第368条から373条の公衆衛生に対する罪。
- n) 通貨偽造の罪。
- o) 贈賄の罪。

- p) 横領の罪。
- q) テロリズムの罪。
- r) 犯罪組織またはグループ内部で実行された罪。

② 本条第1項のため、他の（嫌疑の）中で、次の嫌疑が特に評価される：

1. 問題の財物・物品の価値と有罪判決を受けた者の合法的出所から得る収入との不釣り合い。
2. 財物の真の所有権の特定を隠ぺいまたは困難にする介在する自然人、法人または法人格のない団体、あるいは、タックス・ヘーブンまたは非課税地域を利用しての財産または物品に係わる所有権またはいかなる処分権の隠ぺい。
3. 財物または物品の存在場所またはその目的地の特定を困難にする、または、妨害する、そして、法的または有効な経済的正当性が欠如する、取引を介しての財物または物品の移転。

③ これらの場合、前条第3項の規定が適用される。

④ 後で以前犯したと同様な犯罪で有罪判決を受ける場合は、裁判官または裁判所は、前に決定された没収の範囲を新たな訴訟での没収に関して評価する。

⑤ 財物または物品が由来する犯罪活動が、時効にかかっているとき、または、（その犯罪活動が）既判力の効果を持つ無罪判決または（訴訟）却下裁定により解決された刑事裁判の目的であったときは、本条に係わる没収は決定されない。

第127条の3 ① 裁判官または裁判所は、たとえ、有罪判決を介しなくとも、非合法的資産状況が対審訴訟手続きにおいて明らかにされ、次の場合のひとつが該当するときは、前各条規定の没収を取り決めることができる：

- a) 本人が死亡した、または、判断を阻害する慢性病に罹患していて、（犯罪）行為が時効にかかる危険がある場合。
- b) 本人が不出廷の場合で、（犯罪）行為を合理的期間内に裁判することをが害される場合。
- c) 刑事責任が免除された、または、消滅してしまったことにより、本人に刑を科さない場合。

② 本条に係わる没収は、正式に起訴された者に対して、または、前項に係わる事情が刑事裁判の継続を阻害したときに犯罪の合理的嫌疑が存在する者に対してのみ、行うことができる。

第127条の4 ① 裁判官または裁判所は、次の場合、第三者に移転された前各条に係わる財物、物品および収益、あるいは、それらと同じ価額の没収を取り決めることができる：

- a) 物品と収益の場合、犯罪活動に由来すると知って取得したとき、または、注意深い人が、事案の状況で、その非合法的出所を疑う動機をもつたとき。

b) その他の財物の場合、このようにしたらその没収を困難にすると知って取得したとき、または、注意深い者が、事案の状況で、このようにしたらその没収を困難にすると疑う動機をもっただろうとき。

② 反対の証明がない場合、財物または物品が無償で、または、市場価格より低廉で第三者に移転されたときは、当該第三者は、犯罪活動に由来する財物であったと、または、その没収を回避するために移転されたと知っていた、または、疑う動機を有していたと推定される。

第 127 条の 5 ① 裁判官または裁判所は、次の要件が重畳的に満たされるときは、有罪判決を受けた者の事前犯罪活動に起因する財物、物品および収益の没収を取り決めることができる：

a) 当人が第 127 条の 2 第 1 項に係わるなんらかの罪で罰せられる、または、罰せられた者である。

b) 犯罪が継続的事前犯罪活動の文脈の中で行われた。

c) 有罪判決を受けた者の資産の重要な部分が事前犯罪活動に由来するとの合理的嫌疑が存在する。

重要な嫌疑とは次のものである：

1. 問題の財物・物品の価値と有罪判決を受けた者の合法的出所から得る収入との不釣り合い。

2. 財物の真の所有権特定を隠ぺいまたは困難にする介在する自然人、法人または法人格のない団体、あるいは、タックス・ヘーブンまたは非課税地域を利用したの財物または物品に係わる所有権またはいかなる処分権の隠ぺい。

3. 財物または物品の存在場所またはその目的地の特定を困難にする、または、妨害する、そして、法的または有効な経済的正当性が欠如する、取引による財産の移転。

前段の規定は、当人が、その犯罪活動により 6,000 ユーロ超の収益を受けたとの合理的嫌疑が証明されるときのみ適用される。

② 前項のために、次の場合、犯罪は継続的事前犯罪活動の文脈の中で行われたとみなされる：

a) 本人が、直接的または間接的経済利益の取得をもたらした 3 個以上の犯罪により、または、直接的または間接的経済利益の取得をもたらした少なくとも 3 個の犯罪行為を含む継続犯罪により、同じ訴訟手続きの中で罰せられる、または、罰せられた。

b) または、第 127 条の 2 に係わるなんらかの犯罪により有罪判決を受けた訴訟手続きが開始した時以前 6 年の期間内に、直接的または間接的経済利益の取得をもたらした 2 個以上の犯罪により、または、少なくとも 2 個の犯罪行為を含む継続犯罪により罰せられた。

第 127 条の 6 前条の規定のために、次の推定が適用される：

1. 有罪判決を受けた者が刑事裁判開始日の6年前に始まる期間の中で取得した全財物はその者の犯罪活動に由来すると推定される。

このために、財物は、本人が手に入れたと証する日以前に取得されたものとみなす。

2. 第1号前段に係わる期間内に有罪判決を受けた者が支払った全費用は、犯罪活動に由来する資金で支払われたと推定される。

3. 第1号に係わる全財物は租税なしで取得されたものと推定される。

裁判官または裁判所は、事案の具体的状況内で、(推定が)不正確または不均衡であると明らかなときは、これらの推定を特定の財物、物品または収益に適用しないと取り決めできる。

第127条の7 没収の執行が、財物、物品または収益の性質または状況により、あるいは、他の事情により、全部または一部で、実行できない場合は、裁判官または裁判所は、その決定により、合法的出所の物を含め、(犯罪)行為の刑事責任者に属する他の財物の没収を、当初取り決められた没収の未執行部分に等価で、取り決めることができる。

特定の財物、物品または収益の没収が取り決められ、その価値がその取得時の価値より低い場合も、同様な手続きが取られる。

第127条の8 ① 没収の効果を保証するため、最初の(訴訟)手続きの時より、司法当局は財物、手段、道具および収益を押収または差し押さえおよび保管することができる。

② 介入された財物・物品の期限前の換金または暫定的利用について、刑事訴訟法の規定に従って裁定することは、裁判官または裁判所に属する。

③ 確定決定で没収された財物、物品および収益は、被害者への補償の支払いに向けられるべきでない場合は、国が取得し、法または規則が定める方法でその行き先を決める。

第128条 前述の物品および道具が合法的取引に由来し、また、その価額が犯罪行為の性質または重要性と均衡を失うとき、または、民事責任が完全に満足されたときは、裁判官または裁判所は没収を命じないこと、または、部分的に命じることができる。

第129条 ① 企業、組織、グループあるいは第31条の2に含まれない法人格を欠く団体または人の集まりの協力で、それらを介して、または、通じて、内部で行われた犯罪の場合、裁判官または裁判所は、当該企業、組織、グループ、団体または人の集まりに、理由付きで犯罪の主犯に対応する刑罰に1個または数個の付加刑を、第33条第7項のc)からg)に規定される内容で、科すことができる。

② 前項に係わる付加刑は、本法が明示的にそう規定するとき、または、(犯罪が)本法が法人への刑事責任追及を許すところの犯罪であるとき、前項で言及される企業、組織、グループあるいは団体または人の集まりに対してのみ適用できる。

③ 店舗または施設の一時的閉鎖、社会的活動の停止および司法監査を、予審裁判官も、本条の規定のため、第 33 条第 7 項に規定される限界で、訴訟事件の予審の間、保全処分として取り決めることができる。

第 129 条の 2 生命、身体、自由、性的自由または安全に対する重大な犯罪の実行で、あるいは、テロリズムまたは生命、健康または身体への重大な危険を伴うその他の重大な犯罪の実行で有罪判決を受けた者の場合、行為の状況、前歴、その者の人間性から、または、その他の入手可能情報から、再犯の顕著な危険があると評価できるときは、裁判官または裁判所は、その生物学的標本の採取、DNA 識別子の取得のための分析実施、および、警察データ・ベースへの登録を取り決めることができる。もっぱら、個人識別とその性別の表示遺伝情報を排他的に提供する DNA 識別子を取得するために必要な分析だけが実施できる。

本人が標本採取に反対する場合、その執行に必要最小限の強制処分に訴えてその強制執行を科すことができる。強制処分は全ての場合事案の事情に均衡していて、本人の尊厳を尊重したものでなければならない。